

生徒指導だより

夏休み号

# 牧中 Network

平成30年7月20日  
高岡市立牧野中学校  
生徒指導部

「牧中ネットワーク」は、保護者及び生徒のみなさんへの「生徒指導だより」です。  
「牧中ネットワーク」は、牧野中学校のHP (<http://www.city-takaoka.jp/makinot/mjhp/index.html>)  
にも掲載してあります。

7月25日(水)～8月30日(木)まで37日間の夏休みが始まります。生徒たちは学校生活から離れ、家庭や地域での生活が中心となります。生徒には『夏休みの生活ノート～充実した夏休みを過ごそう～』を配付し、下記の内容を指導しました。

有意義で充実した夏休みとするため、次のことをご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 1 家族のふれあいを大切に

- (1) 家族と一緒に、食事を取り、その日の出来事を話題にしましょう。
- (2) 家族と一緒に、あいさつを交わしましょう。
- (3) 家族と一緒に、家事を分担しましょう。
- (4) 家族と一緒に、スポーツ、音楽、旅行などを楽しみましょう

## 2 協力していただきたいこと

**生活面** 健康に留意し、規則正しい生活を送らせましょう。

- ・ 正しい食生活と十分な睡眠（早寝・早起き）を心がけさせましょう。
  - ・ 家族の一員として、家事の手伝いをさせましょう。
  - ・ 外出させるときは、行き先・用件・同行者・帰宅時間等を確認してください。また、中学生らしい身なりを心がけさせましょう。
- ※ 学校では、帰宅時間を18:30頃として指導しています。

**学習面** 自分にあった計画を立て、目標に向かって努力させましょう。

- ・ 朝の（涼しい）時間を有効に使うなど、計画的に学習に取り組ませましょう。
- ・ 学習しやすい環境づくりにご配慮ください。
- ・ 読書を生活の中に組み込ませ、豊かな心を育てましょう。

**健康面** 暑さに負けない、強い精神とたくましい体をつくらせましょう。

- ・ 治療カードをもらっている人は、夏休み中に治療を済ませましょう。
  - ・ 部活動には休まず参加させましょう。（3年生の部活動は顧問より依頼があった場合のみ）
- ※ 8月13日(月)～16日(木)は部活動停止期間となっています。

**その他** 責任ある行動を心がけさせましょう。

### 3 十分注意していただきたいこと

子どもたちを取り巻く世界には、大切な生命や輝く未来を脅かす危険がたくさんあります。「中学生だから、それくらい……」と子ども任せにするのではなく、念には念を入れて子どもたちを危険な世界から守りましょう。

#### 生命の危機にかかわる事故の防止

- (1) 交通安全  
自転車に乗る場合は、交通ルールやマナーを守るようご指導をお願いします。
- (2) 水の事故  
**釣りや遊泳等は、保護者同伴を原則とします。**  
(古城公園での釣りは条例で禁止されています。)  
また、**河川での遊泳は禁止**とします。



#### 問題行動（非行行動の入り口）の防止

- (1) ゲームセンター
  - ・ 金銭乱費や他人とのトラブル、生活の乱れ等、多くの問題が考えられるため、学校では**ゲームセンターの出入りを禁止**しています。  
また法律では、16歳未満は保護者同伴であっても、18時以降ゲームセンターに出入りすることは禁止されています。
- (2) カラオケ、ボーリング場、インターネットカフェ、マンガ喫茶
  - ・ **保護者同伴**で入場するようお願いします。
- (3) 映画館
  - ・ レイトショーなど、遅い時間に鑑賞しないようご注意ください。
- (4) パソコンなど
  - ・ インターネットやメール、LINEをきっかけとしたトラブルや犯罪が、県内でも急激に増えています。**携帯電話やパソコンなどの利用の仕方について、子どもと話し合いご指導ください。**最近ネットゲームで生活が乱れる事例が多くあります。  
※ 子どもに携帯電話を持たせることは、被害や問題行動を誘引する大きなきっかけとなるかもしれません。毅然とした態度で判断をお願いいたします。
- (5) その他、禁止事項等
  - ・ **友人間での外泊は、絶対にさせない**でください。  
(保護者同士が知り合いでも、外泊はさせないでください。)
  - ・ 寝苦しい夜が続くと思いますが、**夜間の外出は、絶対にさせない**でください。  
(夏祭りや花火大会等への夜間の参加は、保護者同伴でお願いします。)
  - ・ 花火は、保護者同伴で行うようお願いします。また、**学校のグラウンド等での花火は禁止**されています。



#### 『万引き防止』広報用ポケットティッシュの贈呈式が行われます。H30.7.24

#### ※ 万引き、自転車盗、落書きについて

これらは、『初発型犯罪』と言われ、**非行行動への第一歩**である。

- (1) 万引きは犯罪であり、【窃盗】にあたる。  
決して軽い罪というわけではない。「見張りをしていただけ」「盗んでと頼んだだけ」「友達が万引きしたものを買っただけ」「友達が万引きしたものをもらっただけ」のいずれの場合もすべて犯罪になる。13歳～16歳がとても多い。
- (2) 自転車盗は、【占有離脱物横領罪】という犯罪である。  
傘を借りていく感覚で盗る（※傘を借りる＝窃盗）ことが多い。被害に遭わないために、鍵をかけることが大切である。
- (3) 落書きは、【器物損壊】という犯罪である。  
軽い気持ちですが、立派な犯罪である。